

○農林水産省告示第 号

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）第四十五条の規定に基づき、同条の農林水産大臣が定める要件を次のように定め、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和八年法律第二十号）の施行の日（令和八年 月 日）から施行し、平成十七年農林水産省告示第千三百四十八号（家畜伝染病予防法施行規則第四十五条第一号ロからホまでの農林水産大臣が定める要件を定める件）は、同日付けで廃止する。

令和 年 月 日

農林水産大臣 鈴木 憲和

- 一 家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号。以下「規則」という。）第四十五条第一号ロからホまでに掲げる動物及びその死体（ロに掲げる動物及びその死体にあつては、これらの初生ひなに限る。）については、家畜防疫官の指示に従いその輸入に係る港又は飛行場の区域外に移動しないでそのまま輸出されるものであつて、次の要件に該当するものであること。
  - イ 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号。以下「法」という。）第三十六条第二項第一号

に掲げる物でないこと。

ロ 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果監視伝染病の病原体を拡散するおそれがないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあること。

ハ あらかじめ、次に掲げる事項を動物検疫所に届け出ていること。

(1) 荷送人の氏名又は名称及び住所

(2) 輸入しようとする指定検疫物の仕向地

(3) 輸入しようとする指定検疫物の種類及び頭羽数又は群数

(4) 輸入しようとする指定検疫物の搭載予定地、搭載予定年月日、搭載予定船舶名又は搭載予定航空機名、到着予定地及び到着予定年月日並びに当該指定検疫物であつて輸出しようとするものの搭載予定年月日及び搭載予定船舶名又は搭載予定航空機名

(5) その他参考となるべき事項

ニ 規則第四十七条の表の上欄に掲げる指定検疫物の種類につき、それぞれ同表の下欄に定める港又は飛行場で輸入されること。

一 規則第四十五条第二号から第八号までに掲げる物については、家畜防疫官の指示に従いその輸入に係る港又は飛行場に到着した荷姿のまま輸出されるものであつて、次の要件に該当するものであること。

イ 法第三十六条第一項第一号に掲げる物でないこと。

ロ 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果監視伝染病の病原体を拡散するおそれがないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあること。

ハ あらかじめ、次に掲げる事項を動物検疫所に届け出ていること。

(1) 荷送人の氏名又は名称及び住所

(2) 輸入しようとする指定検疫物の仕向地

(3) 輸入しようとする指定検疫物の種類、数量及び重量

(4) 輸入しようとする指定検疫物の搭載予定地、搭載予定年月日、搭載予定船舶名又は搭載予定航空機名、到着予定地及び到着予定年月日並びに当該指定検疫物であつて輸出しようとするものの搭載予定地、搭載予定年月日及び搭載予定船舶名又は搭載予定航空機名

(5) その他参考となるべき事項

二 規則第四十七条の表の上欄に掲げる指定検疫物の種類につき、それぞれ同表の下欄に定める港又は飛行場で輸入及び輸出されること。